

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

—一八九九年の「政界引退」説の再検討—

真辺美佐

はじめに

本稿の目的は、一八九九（明治三二）年の「政界引退」説の真相を再検討するべく、第二次山県内閣期における板垣退助（一八三七～一九一九）の政党指導のあり方を、その活動と議論の検討を通して明らかにすることにある。

板垣退助は、周知の通り、一八八一年に結成された日本で最初の政党・自由党の党首となり、さらに議会開設後も自由党を率いる政党指導者としての立場にあつた。自由党と進歩党が合同して成立した憲政党による日本で最初の政党内閣「隈板内閣」も、その名の通り板垣と大隈重信との連合によつて成立したものである。

その後自由党は伊藤博文の下、立憲政友会へと改組されるが、従来の研究ではこの立憲政友会が成立した一九〇〇年九月一五日に、板垣が政界を引退したとするものが多い。¹ すなわち、それ以降、板垣が政界を去り、板垣の政治や党への関与、影響力がなくなったことを指しているわけであるが、一方、伊藤之雄氏は、すでに一八九七年三月一九日板垣が自由党総理を辞任した際に、すでに党への影響力を減退させていたと指摘している。² この指摘については、筆者は別稿にて、伊藤氏の指摘どおり、板垣は一八九七年の自由党総理の辞任後、これまでのように自身のカリスマ性だけで党の統制を取ることはできなくなつており、板垣自身もそうした状況への不満から、党首による強いリーダーシップを求める非現実的な意見を主張するなど、その政党指導方針にも混迷が見られるようになることを確認した。しかしながらその一方で、利害関係に捉われることの少ない青年層に自己の支持基盤を求めたことや、松方内

閣と進歩党との提携が破れたことで、自由党内での板垣のリーダーシップは一時的に回復し、総理再任こそ辞退したものの、以降、代議士総会・評議員会に党首格として出席するなど党内に影響力を一定程度回復することになったことを併せて指摘した。

他方、板垣の「政界引退」を一九〇〇年ではなく一八九九年一一月八日とする説、すなわち板垣が星亨に憲政党的主導権を奪われ、憲政党総務委員待遇を辞退したときであると指摘するものもある。それは横浜埋立事件（横浜の本牧地先海面の埋立許可をめぐる憲政党内派閥間の利権争い）をめぐつて憲政党内の板垣ら土佐派が、星亨との主導権争いに敗れた結果であると説明されるが、それに加えて、中元崇智氏は板垣を憲政党的総理とする土佐派の党則改正案が成らなかつたことも関係していたと指摘している。⁶

本稿では紙幅の都合上、一八九九年の「政界引退」説のみを検討することとするが、一八九九年説と一九〇〇年説のどちらを探るにしても、不明な点は残る。すなわち、板垣が総務委員待遇を辞退した後も、中元氏が板垣と一緒にものとして理解する土佐派の林有造や片岡健吉は立憲政友会に合流しており、また板垣自身も、一九〇一年六月二一日の星亨暗殺後、政友会の一部から板垣を副総裁にしようとする動きのなかで伊藤と面会し、政友会組織改革の必要性を説く意見書を送付している。⁷さらに一九〇三年には板垣を推戴して自由党再興計画が起きるなかで板垣も新政党组织の計画を発表している。⁸つまり一八九九年あるいは一九〇〇年においても、板垣は引退するとは言つておらず、板垣の「政界引退」とする場合、何をもつて「政界引退」とするのかという疑問が生じるのである。したがつてこの前後の時期の板垣の活動と議論とを考察した上でこの点をしっかりと検討する必要があるように思われる。

以上の問題意識から、本稿は、板垣のリーダーシップや、党内におけるシンボル的役割がいつ、なぜ終わりを迎えるのかを考えべく、板垣の当該期の活動と議論を検討する。このことは、板垣が日本最初の政党の党首であったことを踏まえても、日本の政党史における党首の歴史的な役割の変化を考察することにもつながるものであると考える。

以下本稿では、（一）、地租増徴法案可決後、第一三議会において板垣がどのような政党指導を展開しようとしたのかを検討し、（二）、第一三議会後、山県内閣が改正した文官任用令により政党勢力の行政への進出が阻まれることとなるが、これに対し板垣がどのような反応を示したのか、その前後の活動と議論を検討し、そこに見られる変化や特徴を明らかにしていただきたい。さらに（三）板垣は立憲政友会成立約一年前の一八九九年一一月八日、党大会の一週間前に総務委員待遇を辞退するが、その辞退がどのような意義を持つのか、いわゆる「政界引退」とされる位置づけも踏まえて検討していきたい。

なお本稿では、西洋暦で統一し、史料を引用する際には、旧漢字を新漢字に改め、適宜句読点や濁点を補つた。

— 第一三議会における板垣の政党指導 —

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

隈板内閣崩壊後、旧自由党系の人々によつて改めて結成された憲政党は、一八九八年一一月二九日、第二次山県内閣と提携し、第一三議会の大きな焦点であつた地租増徴を党議とし（一二月一二日）、政府の地租増徴法案に賛成した（一二月一〇日通過）。筆者は別稿⁹にて、板垣は自由党時代から地租軽減要求、地租増徴反対を一貫したシンボルとして掲げていたにもかかわらず、第一三議会でなぜ地租増徴論に転回し、賛成を表明したのか、それはいつどのような形で表明したのかを考察した。そのなかで、板垣は大隈内閣期において、ことさらに地租増徴に反対の姿勢を示しているわけではなかつたこと、かといって地租増徴を主張するわけでもなく、憲政党（自由党と進歩党的合同政党）の党内融和を何より最優先する行動を取つていたこと、第二次山県内閣が成立したのも第一三議会前に意見を表明しなかつたこと、第一三議会開会後に意見を転回したのは、旧進歩党系¹⁰憲政本党と対抗するために、山県内閣との提携を維持することを優先したと考えられること、また地租の負担もこれまでよりは軽く、地租増徴を容認する党员も以前よりは増えており、板垣は地租増徴に舵を切つても党内融和は確保されると踏んだのであろうということを指摘した。しかしながら以前よりは地租増徴反対意見が減つたとはいゝ、党内には根強く反対意見を唱える人たちがいたことも事実で、板垣が賛成に回ることで、党からの離反者を防ぐ役割を果たしたことも指摘した。一方、地租増徴法案可決後、議会をいかに乗り越えるかが新憲政党の正念場であつたわけであり、本節では、第一三議会において板垣がどのような議論を展開したのかを検討し、そこに見られる変化や特徴を明らかにしたい。

板垣は地租増徴法案が可決した後の一二月二三日、帝国ホテルで府下の実業家を招いて茶話会を催した。¹⁰ この会は法案可決前に地租増徴期成同盟会から受けた招待に対する答礼であつたが、板垣はそこで、山県内閣に望む喫緊の要求課題として、（一）交通機関の発達、（二）金融機関の発達、（三）鉄道国有の実行、（四）農事改良、（五）議員選挙法の改正、（六）地方制度の改正を挙げた。これらの実現により、実業家のみならず、地主や小作人がそれぞれ「協同の利益」を得て、「憲政の完美」に繋がると主張した。年が明け、一月二〇日発行の『憲政党党報』にて、板垣は地租増徴に賛成する理由について党员に対して初めて具体的な説明を行つてゐる。すなわち、農業者は米価騰貴により地租負担が実質的に低下しており、地租改正以前の半額以下に負担が軽くなつてゐる

こと、また商工業者に所得税や酒税等の増税、日本銀行税等の新税が課せられていること、したがつて地租増徴法案が農業者にのみ負担が重く商工業者は軽いとする「反対党」の批判は当らないこと、などを述べ、農業者も商工業者も負担は「均等」であると強調したのである。ここでいう「反対党」は、主に旧進歩党系の憲政本党を指していることは言うまでもない。この意見は、『憲政党党報』に掲載されただけでなく、別刷で憲政党党報局から金二銭円で販売されており¹²、党として社会に対する説明を喫緊の課題と考えていたことがわかる。

ついで一月二二日の群馬支部発会式で板垣は、「国防」のために「軍備拡張」が必要であり、そのために「増税」が必要であることを主張するとともに、それに反対意見を表明する「反対党」を「無責任」として批判した。¹³以降、板垣は地租増徴に反対した「反対党」¹⁴ 憲政本党に対し批判を繰り広げる所以である。第一三議会中の二月五日の横浜市第三選挙区地主派の祝勝会の際にも、「反対党は憲政を破壊せん」とするものだと批判したと報道されている。¹⁴

このような「反対党」に対する徹底的な批判は從来の板垣には見られなかつた姿勢である。かつて拙稿で指摘したように、それまでの板垣は、自由党が立憲改進党（のちには進歩党）と衝突していたときでさえ、提携を是としないことこそあれ、改進党に対する徹底的な批判を繰り広げることは避けてきた。例えば、第五議会前後、自由党が改進党と関係が悪化し独自路線を貫くことを主張するなかでも、板垣は改進党を本質的な悪とはせず、意見の相違であるに過ぎないと述べることで改進党との関係回復の可能性を残し、星亨が行つていたような改進党への強い攻撃的発言を避けている。また進歩党が松方内閣と提携したときにも、板垣は、松方はそれ以前第二回総選挙で暴力的な選挙干渉を行つたこと、進歩党が議会開設前の改進党時代から自由党を何度も攻撃し第九議会では国家の安危を顧みず軍備拡張に反対したという経緯などを説明し、そのために改進党との提携はできないと主張しつつも、一旦、進歩党が松方内閣との提携が断絶すると、もし進歩党が前非を悔いるのであるならば、「合同」も絶対にありえないわけではないと述べ、進歩党との「合同」を留保していた。自由党党首であった板垣が一貫して改進党（のちに進歩党）と決定的な断絶となるような姿勢を取らなかつたことは、選択肢として常に改進党との連合あるいは合併の可能性があつたからであり、実際に、一八九八年には自由党と進歩党が合併して憲政党を結成し、隈板内閣の成立につながつた。このような板垣の姿勢は第一次大隈内閣期にも貫かれ、地租増徴に反対とも賛成とも明示しない姿勢によつて旧進歩党系との融和を最優先する行動を取つていたのは先述した通りである。

ではなぜ板垣はこれまでの姿勢を転じて、憲政本党を真正面から批判するようになったのか。それは隈板内閣が、自由・進歩両派

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

の対立により倒壊し、両派は再び分立しただけでなく、激しく対立しており、再度の合同や連合は選択肢としてありえなくなつたことが大きい。憲政本党との合同あるいは連合の選択肢が無くなつた以上、憲政本党に対する批判を遠慮する必要は無くなつたのである。閣僚の椅子を用意されなかつたにもかかわらず山県内閣と提携したのも、憲政本党との対抗関係があればこそであつた。もちろん、党内にはいまだ地租増徴に反対する立場の人々も根強く存在していたが、しかし彼らとて憲政本党と対抗するという点には異論が無かつた。したがつて、党内に根強く残る地租増徴反対派の党员を糾合するために、憲政本党に対する忌憚のない批判を行つて、党の求心力を高める必要があつた。旧自由党系の議席数は、大隈内閣期に実施された第六回総選挙で初めて旧進歩党系よりも下回つた。¹⁷ 憲政本党と対峙し、また自己の政策を実現させるためにも、議会での勢力を得る必要があつた。さらに後述するように九月・一〇月には府県会議員選挙が控えており、旧進歩党系に敗北を喫するわけにはいかなかつたのである。

憲政本党を批判する一方で、従来の研究が指摘するように、憲政党は地租増徴法案成立後の第一三議会において、自党の政策の実現を目指し、鉄道国有や選挙法改正の問題に力を入れていくことになる。¹⁸ 板垣も例外ではなかつた。鉄道国有問題は板垣がかねてから主張していたもので、一月二七日に評議員会で満場一致で鉄道国有建議案が可決され、代議士総会でも大多数をもつて可決された。¹⁹ 『憲政党党報』でも、竹内綱や若宮正音、野村庄之助、栗原亮一らにより鉄道国有の実行を促すための議論が展開された。²⁰ この鉄道国有建議は衆議院を通過し、政府はこれを受けて二月二三日、鉄道国有調査会規則を公布した。

また選挙法改正問題については、一月一日、憲政党の総務委員・評議員・幹事が、東京府下をはじめ全国各市より選挙法改正運動のために上京した委員一五〇余名を紅葉館に招待し、板垣は総務委員を代表して、選挙法改正について「親しく諸君の意見を承はりて吾々の参考に致したし」と述べた上で、全国各地方に特派した遊説員に対する尽力に感謝の意を伝えた。²¹ なおこの選挙法改正問題について党内で意見が一致しているわけではなかつた。例えば、二月四日、板垣や総務委員は選挙法改正案を協議する評議員会に出席したが、板垣が市郡無区別を市部独立選挙区制に改めることを党議とすることを説明した際には、評議員から異議が多く出て、結局、一四日の評議員会では、この方針を党議とせず自由問題にすることと決定された。²² また郡部の投票方法についても、憲政党の大半が定数の半数を連記する半数連記制を主張したのに対し、板垣を始めとする者は単数無記名制を主張していると報じられた。²³ 単数無記名制は政府原案であった（憲政本党は従来どおりの全数連記制を主張）。このように党内の意見が一致していなかつたからこそ、党幹部が年頭に委員を集め、様々な意見を参考にする姿勢を示すことで、党内の一一致団結を図り、分裂を回避しようと努めていたこ

とが窺える。

同じ時期、別の報道でも、党務を総理する総務委員（末松謙澄、江原素六、星亨）及び前大臣で総務委員と同一資格を有する²⁴松田正久、林有造と党の重大事件を評決する評議委員三〇名との間にも意見の対立²⁵が生じてることや、総務委員の星と松田との間にも意見の対立が見られること、星の強引な遣り方に不平を抱いている者がいることなども報じられている。このため、憲政党に総理一名を置いて板垣を据える、あるいは板垣を内務大臣に据えるなどの報道が出ることになる。²⁶しかし実際には総理が設置されて板垣が総理に就任することも、板垣が内務大臣に就くこともなかつた。

党内の足並みを揃えるべく幹部が力を尽くしていたことは、二月一日、評議員が総務委員を帝国ホテルに招待して「我党の足並を揃へ、一致の運動をなすべき方法に付き、過般来相談したる結果を述べ」、総務委員が評議員の注意に感謝する一幕があつたことからもわかる。²⁷他方で、翌日の代議士総会では板垣が議長席に就き、星から「政府との交渉は一切総務委員に於て之を担当」すること、「必要に応じ、党員をして交渉せしむる事」、「政府との交渉は其以前可成評議員会へ諮詢する事」、「政務調査局は総務委員協議の上之を整理する事」が報告された。すなわち、政府との交渉は事实上総務委員が担当することとなり、評議員への事前相談はなるべく行うべきことだけされ、政策案を左右する政務調査局の調査内容も総務委員が協議して整理することとなつた。党内をなだめつつ、足並みの揃わない中で総務委員がリーダーシップを發揮できるよう、体制を整えたのであつた。代議士総会で板垣が議長席に就いたことは、板垣が、総務委員の側に立ちつつ、党内をまとめていく役割を期待させていたことを示している。

しかし選挙法改正法案は結局、貴族院と衆議院との同意がならず、第一三議会では不成立となつた。しかし、府県制改正法律案・郡制改正法律案などは第一三議会において成立、さらに星が提案した議院法中改正法律案も成立するなど、第一三議会では党はとりあえず一つにまとまって成果を残し、三月一〇日閉会した。

以上を小括すると次のようなことがいえる。第一三議会で地租増徴法案が成立した後、板垣は公然と憲政本党を攻撃しはじめる。こうした攻撃は従来の板垣には見られない言動であり、隈板内閣崩壊の経緯もあって、憲政本党と合同あるいは連合して政権を奪取するという選択肢がなくなつたこと、その結果、憲政本党との対峙の上でも、また政策を実現する上においても、当面政府との提携という方法を探る以外の道がなくなつたことが背景にあつた。しかし党内は、地租増徴法案だけではなく、選挙法改正法案などの政策案で意見が分かれており、そうした中で政府との交渉は事实上総務委員が担当するようになり、評議員への事前相談はなるべく行

うとされて義務ではなくなり、総務委員がリーダーシップを發揮しうる役割がつくられた。板垣がこの過程で果たした役割は、一方で反憲政本党の議論によつて党内を一つにまとめるとともに、他方で代議士や評議員に對してなだめつつ、総務委員による指導体制を追認したことである。つまりこの時点では、いまだ板垣は党内をまとめる力を有しており、総務委員からもその役割を期待されていたことを意味するのである。

二、文官任用令改定前後の板垣の議論と活動

第一三議会閉会後の三月二八日、山県内閣は文官任用令を改正し、親任官以外の勅任官の自由任用を制限して、勅任官は高等文官試験に合格し、かつ奏任官を務めたものを昇任させることとし、政党勢力の行政への浸透に大きな防波堤を築いた。本節では、文官任用令の改正に対し、板垣がどのような反応を示したのか、その改正前後党内において、党の方針や政策に関するどのような議論を展開しどのように行動したのか、その変化と特徴を明らかにしていきたい。

これより先、まだ第一三議会閉会当日の三月一〇日（すなわち文官任用令の改正以前）に、「板垣伯等も今は強いて自説を固執せず、猶官運動は一先づ中止すること、為りし次第なりと云ふ。²⁹」との報道がなされている。すなわち、板垣らが、憲政党員の任官を求める猶官運動を中止することにしたというのである。以後、同趣旨の内容が繰り返し報道されている。まず一一日に総務委員会が開かれるが、板垣をはじめ松田正久、林有造、星亨、片岡健吉、江原素六、末松謙澄が出席し、「吾党は現政府に対し、官職の要求を為さざる事。尤も政府より抜擢採用するは自由たるべき事。」「地方制度の改革と共に各地に於ける吾党の地盤を強固にする事。」³⁰を決議、³¹今後は着実な党勢拡張に尽力することなどを話し合つたと報じられている。³²統いて一四日にも総務委員会が開かれ、『憲政党報』では、第一三議会の報告書と党務拡張の件が協議されたとのみ報告されているが、星の立場に近い機関紙『日刊人民』では、「任官運動等は決してなさざる事の談合等もありたりと聞く」と報じられている。³³さらに一七日の評議員会にも板垣は出席し、今後の憲政党的方針について協議がなされ、総務委員会と各団体委員会で決定したように政府との提携は維持するが猶官運動はしないことが決定したと報道された。³⁴第一三議会後、なぜ猶官運動をしないことが表明されたのか。政府が文官任用令を改正するという情報を内々に得ていて、それを抑えるために自らそうした行為を慎んだという可能性も考えられるものの、しかし、政府は憲政党に情報

が漏れないよう極秘裏に準備を進めていたと伊東巳代治が報告していることや、後述するように板垣等党幹部が発布後に驚き、激怒していることを考えると、事前にそうした動きを察知していたとは考えにくい。もちろん、山県らの猶官に対する嫌悪感は彼らの知るところであつたから、提携を維持するためにも当面は自制することとしたという側面はあるだろう。しかしそのことは、かえって勅令を発布された後に彼らが驚愕し憤る結果にもつながったと思われる。³⁵

猶官を自制する以上は、当面、選挙を通じて地道に党勢を拡張していくほか、政党の進むべき道はない。そのために板垣は、一二日、栃木県今市町の党員有志による演説会及び懇親会に星らとともに出席し、二四日には、福島県の憲政党福島支部発会式に臨むなど、積極的に地方への党勢拡張を求めるとともに、いずれの場でも憲政党が掲げる政策の妥当性を主張した。とりわけ鉄道国有論は板垣のこだわりのあるところで、軍事上の秘密を保持する上でも交通機関を発達させる上でも必要であると強調している。さらに板垣は、福島で「藩閥打破及び政党内閣の樹立」を主唱して山県内閣と提携した憲政党を批判する意見書が配付されていることを知ると、これを受けて「藩閥打破及び政党内閣樹立は我党の主義にして、我党は終始一貫之が目的を達せん事に尽力し居れり。」と述べた上で、「現内閣〔山県内閣を指す――筆者〕は超然の旗幟を撤去し、政党の力を借りて以て国事を經營せん事を圖る。既に超然主義を廃し、政党と提携す。藩閥政府に非ざるは明白なるのみ。」と、山県内閣は從来板垣等が攻撃してきた藩閥政府でも超然主義でもないと論じ、「我党の現内閣と提携せるは善政を求むる手段にして、国家を思ふの念切なればなり。」と述べて、党への協力を呼びかけている。³⁶前述した板垣批判の意見書は、約二年前の一八九七年二月に脱党した河野広中ら憲政本党により配付されたものであった。³⁷河野が自由党を脱党したのは、自由党と伊藤、進歩党と松方というように、時の政権と連立内閣を成立させていた当時の両党の状況に対し、それでは藩閥政治家に左右されるだけで、急務の政策（財政整理・軍備拡張・外交刷振）を実現できない、日清戦争前の民党路線の継続が必要で、政策実現のためには進歩党とも協力して一大政党を結成し、政党自身の力で政党内閣を成立させたいという考えがあつたためであつた。⁴⁰そして第一次大隈内閣で旧自由党系と旧進歩党系が分裂した後は、河野は旧進歩党系の憲政本党に参加し、幹部・総務委員に就任していた。星亨ら、政府と提携しようとする一派が力を持つ旧自由党系とは袂を分かつたのであろう。さらに寛政元年一二月に設立された憲政本党福島支部には、河野のもと旧自由党系の多くの党員たちが集まっていた。⁴¹そのようななか憲政党の福島支部が設置され、板垣は、福島の旧自由党系の党員を取り戻すべく、河野らの意見書に対し、直ぐに対応し、憲政党は自由党時代から目的は「一貫」しているとして、自党の正しさを主張したのである。

また二五日には、党本部は四月からの全国地方遊説の部署（関東、東北、東海及近畿、北信、山陰及但馬、山陽、四国、九州）に派遣する部員を指定し、板垣は関東及び四国、九州に派遣されることが決定した。⁴² 党が「大遊説」と称するほどの大規模な遊説計画であったが、これは九月から一〇月にかけて実施される三府四二県の府県会議員選挙を前に党の支持者獲得を目指すためであった。⁴³ 既に述べたように、第六回総選挙で、旧自由党系は初めて旧進歩党系の議席数を下回る結果になつており、さらにこの府県会議員選挙で敗北を喫すわけにはいかず、府県会議員選挙で憲政本党に勝つ必要があつた。

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

二七日には、神田錦町の錦輝館で憲政党的大演説会が開催されると、星と江原とともに登壇し、板垣は「吾党の方針」と題する演説を行つた。⁴⁴ この演説内容も憲政党の採る方針の正当性を主張するものであつた。そしてこれまで通り「反対党」＝憲政本党に対する猛烈な批判が随所に織り込まれている。演説の最初に板垣は、立憲政体は「法治制であると同時に徳義政治」であり、「輿論政治と云ふと同時に信任政治であると云ふことを思はむ」と述べた上で、「吾党」＝憲政党は、「国を利し、民に幸ひすると云ふ善政」が目的であるため、軍備拡張や監獄費国庫支弁、農区試験場拡張、選挙法の問題を解決・実現するべく、「超然主義を抛つて吾々に提携を求めた」山県内閣と手を結んだのだと述べ、政策の実現のためには妥当な行動であつたと説明する。それに対して「反対党」＝憲政本党は、かつて旧改進党が第六議会において自由党が提出した海軍改革の上奏案に反対して陸軍による国防を唱えたにもかかわらず、今は「陸軍は縮少してそれから其金を海軍にやるが宜しい」と矛盾したことを述べており、さらに日清戦争の朝鮮出兵のときには政府を攻撃したかと思えば、三国干渉のときには強硬論を唱えるなど、「無責任の先生達は国はどうなつてもチヨツトも構はない」態度に見えると批判を繰り広げた。また隈板内閣時にも、翌年度予算の策定の際に「対馬の砲台、基隆砲台、澎湖島砲台それから第七師団を完備にし是に伴ふ建築等を為す」ことを「承諾」したにもかかわらず、「今日は是に反対すると云ふことは是は政治家としての責任徳義と云ふものでありませうか。」と批判する。もつとも憲政党も増税については今後「能く税法を研究致し、偏重偏軽のないやうに致さなければならぬと云ふの考を持つて居る」が、「反対党」は、「直接に取るものでないから痛苦を感じないから取り宜い黙つて居るから取り宜いと云つて」酒や菓などの間接税を取る方法を主張し、結果、労働者などの「貧民」を苦しめようとしており、それに対しても「我々〔憲政党〕は平民政義即ち貧民を愍むものである」と述べる。さらに「今日の反対党が我々を攻撃し、破廉恥であるとか何とか云ふて新聞紙杯に書くのは歳費増加の事」であるが、「改進党の首領も我々と一緒に歳費がドウも寡ない、増さねば行かんと云ふことを云ふたのである」と反対党＝旧進歩党系の首領である大隈重信自身が歳費の増加を主張していたと述べ

る。このように、「反対党」＝憲政本党は、「支離滅裂」で、「憲政、立憲政体の破壊党」であるとまで、板垣は強く批判している。以上のように、猶官という道を自制した憲政党が地方への党勢活動に力をいれ、板垣が、憲政本党に対する強い批判を続けて山県内閣との提携の正当性を訴えつつ、旧自由党系党员の糾合に奮闘するなか⁴⁶、二八日、文官任用令改正の勅令が発布されるのである。⁴⁷

翌一九日、総務委員会が開かれ、板垣をはじめ、星、江原、松田、片岡らが集まると『憲政党党報』は報じている。しかしながら党報では、北海道出張所幹事の件や、翌月の地方遊説の件、中島信行の葬儀日の会葬の件などを協議したと伝えられるのみで、文官任用令改正に関する内容は一切触れられていない。しかし先に少し述べたように、伊東巳代治が伊藤博文に宛てた書翰では、「扱兼て御懸慮被遊候任用令并分限令等に付ては政海の物議甚しく、殊に自由党中には最も異論喧しく、板垣伯始め総務委員等も非常に激昂致居候。⁴⁸」と、文官任用令改正について板垣や総務委員が激怒している様子を伝えている。本節冒頭で述べたように、第一三議会後、憲政党は政府との提携は維持するが官職の要求をしないことが決議したと報じられ、『憲政党党報』でも党務拡張について協議されたと報告されていた。それを受け、地方の党勢拡張を必須と考えた板垣は各所へ席の暖まる暇もないほど演説に出掛けていた。四月からは関東及び四国と九州の遊説も予定されていた。そこで板垣は、山県内閣が超然主義ではない、もはや藩閥ではないとまで述べて、その提携の正当性を訴えていたのである。にもかかわらず、こうした憲政党の方針を政府が無視する形で、文官任用令を改正したことは、板垣の主張の根本を覆すものであった。このため板垣始め総務委員は、憤る党员たちの対応に追われるようになつたと伊東書翰は伝えている。板垣たちが驚愕し「非常に激昂」するのも当然であった。

彼等は既に自ら猶官せざるを誓ひ居るにも拘らず、故らに奇法を設けて官途の門戸を杜絶したるは提携の誠意なきを表明するものなりとの議論を以て絶縁の止むべからざるを説くもの往々有之、総務委員に於ても弁解の辞なきに相苦しみ候次第にて、末松男も頃日病氣引入中に付男を病床に訪ひ種々内議を凝らし、結局小生等も発布の当日未だ条文に付仔細に講究したる上更に政府に註文すべきは註文し、多少の余裕を付候事に致度とて相分れ候。(傍線部筆者)

板垣は、予定通り四月二日四国遊説のため出發する。党的支持者獲得が何よりも最優先課題であったからである。その途次、板垣は大磯の伊藤博文を訪問している点も見逃せない。⁵⁰ 上記のような事態に陥ったなかでの訪問であつたことから、文官任用令改正の件

を抗議したとも考えうるだろうが、しかし当局者ではない伊藤に抗議してもあまり意味はないようと考えられる。おそらくは、もし山県と手を切るとすれば、次に提携する相手としては伊藤以外には無いということを踏まえ、伊藤を訪問したのではないかと推測される。

伊藤訪問後、板垣の四国遊説⁵¹は、四月五日の徳島県入りから開始された。それから香川県・愛媛県と廻っていくが、各所で「我党の方針」と題する演説を行っている。文官任用令改正直前に行われた憲政党の大演説会での演題と同じものであった。その際、前述したように、軍備拡張の必要上増税やむを得ない状況であることを説明するとともに、反対派が無責任にも異論を唱えていると難じ、「反対党」は「憲政時代の破壊党」であるといって、憲政本党を批判した。ここで注目すべきは憲政本党に対する批判に終始し、文官任用令改正を断行した政府に言及することを全くしていない点である。なぜなのか。憲政本党の武富時敏が大隈重信に宛て次のような書翰を宛てている。

板垣も過日来四国に渡り、琴平松山等に乗り込み、地租増加賛成の申証演説を試み居候得共、到處氣受宜しからさる模様に見受候。反之非地租派の人気者なかゝにて、今度の琴平大会に者自由派の根拠地たる土佐より數十人隊伍を整へ三十余里の嶮峻を踰へて來会するに至りたるを以て見るも、其一斑を知るに足ると存候。四国の人士は今度の大会にて四国の形勢一変すべしと躍躍在候。夫程の効果は無論覚束なく候得共、大会の開場地たる香川一県は確かに此会の影響を受け我党に利ある形勢と可相成は疑を容れずと被存候。⁵²（傍線部筆者）

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

すなわち、四国では地租増徴反対の意見が多く、党勢状況も憲政本党が優位であり、板垣の根拠地である高知でさえ憲政本党に数十人が流れる可能性があると報告しているのである。もちろん、自党に都合の良い情報を誇張して伝えていた可能性もある。しかしそれでも憲政党にとって、地租増徴法案への賛成で党内に異論があつたうえに、さらに文官任用令の改正を電撃的に実行されてしまつたことで、党が分裂したり、大きく支持を失つたりする危険性が高まっていたことは間違いないであろう。そのようななかで、政府批判をすれば、政府と提携した自党をも批判することに繋がってしまう。それゆえ、政府に対する批判を封印し、憲政本党に対する批判だけに終始せざるをえなかつたのである。

五月一日板垣は愛媛県の臼杵から乗船して広島県の宇品に着港、広島から汽車にて神戸を経て大阪府に向かい、四日、大阪実業家の招待会でも前述のような演説を行つた。⁵³ それより三重県に入り、そこでも同趣旨の演説を行い（その後三重支部設置）、九日、一か月余りの遊説を終えて帰京した。⁵⁴ しかし席の暖まる暇もなく、一四日には千葉県の有志による演説会・懇親会に出掛け、そこでも「我党の方針」の演題で演説を行つた。⁵⁵

とはいゝ、政府との関係については、何らかの説明もいはずれはせざるをえなかつた。その帰京ののち、五月二三日に総務委員会が開かれた際には、板垣は星、林、江原の総務委員らと出席し、次の遊説方針等を決定したと報じられているが、これ以降、板垣の演説内容が変化することは見逃せない。すなわち、六月八日、京都で開催された憲政党関西大会に星、林、片岡、各部署の代表者等と出席し、演題がそれまでの「我党の方針」から「我党の本領」へと変化したのである。⁵⁶ そして、以前の「我党の方針」では、**政府 + 憲政党** \leftrightarrow **憲政本党** という図式で、憲政党が政府と提携した理由を政策内容とともに説明し、それらを批判する憲政本党を「反対党」と非難していたが、「我党の本領」では、**政府** \uparrow **憲政党** \downarrow **憲政本党** という図式に変わり、「抱負を実行する能はざるの有様」である政府を助けたのは憲政党であり、今の日本が力強く東洋に存立しているのも憲政党の力によるもので、立憲政体を完全にし、国家を富強にできるか否かも憲政党にかかっていると述べ、一方、憲政党の政策案に反対する「反対党」は、国家を危機に貶めるものだと主張したのである。従来通り憲政本党に対する強い批判を述べつつも、力点を憲政党の働きに置き、憲政党こそが政府を助け、国家を経済国・文明国に導くための政策を打ち出していると主張するようになるのである。つまり、憲政党こそ国家のための政党で、政府は憲政党によって助けられているのだとして、自党の正当性のアピールに努めたのである。この図式であれば、藩閥性、超然主義的な性格を依然として有する政府であろうとも、憲政党がそれを矯正することに努めているという形で、自らが出し抜かれた失敗を糊塗できると考えたのであろう。板垣はそれから九州遊説に向かい、一一日から福岡県、熊本県、長崎県を巡遊するが、各所で行われた演題も「我党の本領」であった（山口県を経て、七月一日帰京）。七月一六日には星亨が議長を務める栃木県の下野支部発会式に臨み、そこでも「我党の本領」と題する演説を行つた。⁵⁷ それから板垣は九州遊説中に発症した気管支炎を拗らせ、療養に入るが（八月四日から九月五日までは平塚にて療養）⁶⁰、いずれにしろ板垣はじめ憲政党が第一三議会閉会後四か月余り党勢拡張に力を入れたのは、前述したように府県会議員の選挙対策であった。文官任用令が改正され憲政党支持者が減る可能性が高まるなか、以上のような遊説の効果もあり、憲政党の「新入党者」は増え続け、選挙結果は、定数が一七四人減じたにもかかわらず

ず当選者が四人増えるなど、選挙は「大勝利」を収めた。⁶² 党本部の板垣・松田・林・星・末松・江原・片岡からは連名で当選者に祝賀状を発送した。⁶³

以上本節で確認したように、第一三議会閉会後、板垣や総務委員は、今後憲政党は獵官運動をせず、党勢拡張を行つて議会での主導権を把握する方針を出したが、それにもかかわらず、政府が文官任用令改正の勅令を出したことに憤るとともに焦りを強めたと考えられる。特に府県会議員選挙にそれが影響を及ぼすことを防ぐべく、板垣はじめ党員たちは強い危機感を抱いて遊説に乗り出した。そのような危機感は党幹部が一丸となつて選挙対策を行い、また板垣の演説内容にも変化を及ぼした。すなわち、「反対党」＝憲政本党に対する批判を真正面から行うようになつた姿勢は崩さず、自党の正当性を主張する姿勢を強める一方で、政府に対する批判は封印した。そしてそのことは短期的には府県会議員選挙で自党の失策を糊塗することに成功した。とはいえ、それまで山県内閣を藩閥ではない、超然主義ではないと主張していた板垣の主張が誤りであつたことは間違いないし、そのうえ、結果的にはそうした藩閥に寄り添い、憲政本党への徹底的な批判を辞さない行為は、後述するように、板垣の政治的基盤を掘り崩していくことになるのである。

三、板垣の総務委員待遇辞退と「政界引退」

以上のように府県会議員選挙を通じて党内が一致団結したかのように見えたが、選挙中の九月頃から党内の対立が顕在化する。すなわち、(1) 池田貞歩氏により明らかにされている「市街鉄道問題」⁶⁴、及び本論冒頭で既述した(2) 有泉貞夫氏や吉良芳恵氏により明らかにされている「横浜埋立事件」⁶⁵、(3) 中元崇智氏により明らかにされた「党則改正問題」⁶⁶である。

これらの問題の事実経過について筆者は異論がないため、(1) から(3) まで簡単に概説するに留めるが、本節では、板垣が立憲政友会成立約一年前の一八九九年一一月の党大会前に総務委員待遇を辞退したことについて、どのような意味があるのか、いわゆる「政界引退」の位置づけも踏まえて検討していきたい。

(1) の「市街鉄道問題」は、板垣が一八九六年の内務大臣時代から主張していた市街鉄道の市有論に対し、星亨が一八九九年六月の東京市会議員半数改選に立候補して市会入りを果たし、競願者の実業家三派合同による民設・民有路線を急速に進めたことによ

る対立である。星は内務大臣西郷従道からの内約を理由に七月から一気に民設・民有路線を進め、三派は八月一四日付で市街鉄道の敷設特許を出願する。九月以降、板垣と星が対立していることが紙面で報じられるようになる。⁶⁷ 板垣は鉄道国有が党議であるにもかかわらず、星が民有路線で行動したことは党議への違背だと主張したという。一方、星は国有鉄道と市街鉄道は性質を異にしており、党議を無視しているわけではないと主張したという。板垣は自ら各種新聞・雑誌記者に対して私設・私有が不可な理由と市有論の必要性を述べている。⁶⁸ すなわち、私設・私有は、会社の利益が優先されるため、工事や修理の欠陥が生じやすく、また鉄道のスピードばかりを重視したりすることにもつながり、市民にとって不利な契約変更が行われる可能性を有すること、また昨年の市会で全会一致にて市有説を可決したにもかかわらず半数改選が行われただけで根本から変更するような案が通過するのも問題であり、会社が市議員を買収する可能性もあること、また市有であれば人力車夫を市街鉄道の車掌や駆者などに採用するなど、敷設によって影響を受ける下層民の受け皿になりうるなどの主張を行つた。その後板垣は一〇月一四日から二一日まで京都及び坂鶴の鉄道、舞鶴軍港等の视察に出掛けたなど、市有論に対する並々ならぬ熱意を見せた。

(2) の「横浜埋立事件」は、一〇月頃、新聞紙上、政治問題として相次いで報道された事件であるが、横浜港の埋立許可をめぐる利権争いと党内の対立が絡み、さらに星らが後援する小山田信蔵（太田鉄道や豆相人車鉄道の会社社長などを歴任した実業家）が地租増徴に反対する議員を買収して埋立の認可を得たことが明るみとなつた贈収賄事件であった。この事件によつて星に対する党内の批判が高まつた。

(3) の「党則改正問題」は(2)の星批判と連動して起きたもので、反星派の土佐派が板垣を党の首班とし、星の主導権を制限するべく、憲政党の組織変更＝党則改正を行おうとした問題である。結局、土佐派が一致した行動を取ることができず、松田正久率いる九州派も合意せず、党則改正案は大江卓によつて党本部に提出されたものの、党大会の議題に取り上げられることもなく終わつた。

(1) が問題化した際に、星の処分が検討され、(2) に際しても、星の総務委員辞任や党の除名が検討されたが、いずれも実現しなかつた。(1) の際には、星が先手を打つ形で総務委員辞任の提議をし、それに対し板垣と末松が第一四議会を控えて警戒を要する時機であるため、辞任は不可であると慰留したと報じられた。⁷¹ この報道が事実であれば、板垣や末松は、政策に対する意見の相違で星が総務委員まで辞任して、党内を分裂させるわけにはいかないと考えたのではないかと思われる。

一方、(2)については、一〇月三〇日、旧自由党系の竹内綱・根本正らが総務委員に対し党紀振肅のため星の除名請求をしたと報じられた。⁷²それを受けて、総務委員は一〇月三一日と一一月一日の二日間、会議を開いたという。⁷³その報道によれば板垣や林、松田は「相当の処分を為さざる可らず」との立場であったのに對し、末松は穏和説を主張し、江原も末松に付和するようになつたと報じられた。結果、「総務委員協議問題となりし両派融和策に付き、星氏の決心を聞かんが為め」、板垣と末松は星邸を訪問したという。その後の総務委員会では、「星氏が任意にて総務委員を辞すとなれば又其の時の詮議もある可く、総務委員会にては別に辞職を勧告するの意思なし」と決着したと報じられた。

一方、別の報道もある。それによれば、一一月一日、板垣と末松が星邸を訪問し、板垣が横浜埋立事件の経緯や党則改正の議論が党内にあることを説明し、星に総務委員の辞任と横浜埋立問題の指令取消を勧告したというのである。⁷⁴これに対し、星はそれを拒否し、自ら総務委員会に臨み、横浜埋立事件も解決に向かつており、党内に紛擾は本来存在しないはずだと主張し、むしろ党内を搅乱させている者を処分すべきであると反論したというのである。⁷⁵中元氏は後者の報道を採用し、星が除名や総務委員の辞任を免れたのは「星の優れた政治力と強い党内基盤に支えられた巧妙な『防御運動』が背景にあつた。」と指摘している。

板垣が星邸を訪問した際に、総務委員の辞任勧告をしたのか、横浜埋立問題の指令取消を勧告したのか、星がそれを拒否してむしろ党内を搅乱させている者の処分を求めたのか、真相は定かではない。しかし『憲政党党報』では総務委員会での決議内容は報じており、この決議内容は事実として考えられよう。⁷⁶それによれば総務委員会には板垣や、末松・星・林・江原・片岡・松田の総務委員並びに石塚・改野両幹事が出席し、「横浜埋立事件は本部に於て之に闊与せざる事」と「右に関し党中央意思の行違あるものは之れが疎通を計る事」が決議されたことである。そして六日にも、板垣邸で総務委員会が開かれ（協議内容は不明）、その二日後の八日に、⁷⁷板垣は憲政党総務委員待遇を辞退する旨の書面を党本部へ提出するのである。この板垣の総務委員待遇辞退については、「こうなつては〔板垣が横浜埋立問題で星の意向に従つたことを指す――筆者〕板垣は総務委員待遇を辞任するだけであつた。⁷⁸」「板垣は東京市街鉄道問題、横浜埋立事件で星と対立し、特に埋立事件では末松とともに行つた総務委員の辞任勧告を星に拒否された。さらに、土佐派が自派の復権と星の主導権を制限するために計画した党則改正は、関東派の巻き返しにあつた結果、九州派をはじめとする諸団体が党則改正不要を決議し、挫折した。こうした諸要素が重なつたために、板垣はこのタイミングで政界を引退した」⁸¹などと説明される。

本節ではその後の板垣の動きを見ていきたい。既に拙稿⁸²でも明らかにしたように、板垣がこのような辞退を申し出ること自体は珍しいことではない。議会開設後だけでも管見の限り次のような例が挙げられる。⁸³①第一議会中の一八九一年一月一九日に、立憲自由党の幹事に宛てて「分立」届を提出した。これは板垣が関わる『自由新聞』掲載記事の取消しを求められたことに対する異議表明で、別政党を結成しようとする素振りまで見せたが、結局、周囲からの懇願により党に留まることとなつた。⁸⁴②第一議会予算案の審議におけるいわゆる「土佐派の裏切り」を受けて、責任を取る形で一八九一年二月二六日には脱党届を提出した。周囲の懇願により、板垣は立憲自由党改め自由党の総理に就任したのは周知の通りである。⁸⁵③一八九一年一二月二五日の第二議会解散後、板垣は総理一人体制を批判する声があつたとして、総理辞任を表明した。⁸⁶結局、周りから説得され、総理を続行することとなつた。⁸⁷④板垣は第二次伊藤内閣に内務大臣として入閣した後、形式的に自由党総理を辞任する。しかしその後も事実上総理の役割を果たしていた。そのようななか一八九六年一二月、板垣は「裏面的総理をも辞退」を表明した。これは政務委員と評議員会・代議士会との間での意見対立を目の当たりにしたことを受けたの表明であつた。結果、評議員会でも代議士総会でも板垣を自由党総理に推す案が通過し、板垣は総理に再び就任することとなつた。⁸⁸⑤その約三ヶ月後の一八九七年三月一六日に、板垣は側近の竜野周一郎に総理の辞意を示した。それは板垣が第二次伊藤内閣の内務大臣時代に認可した大阪築港について党内で意見が対立したことを発端とした。すなわち、自由党大阪支部や大阪府選出議員は大阪築港を推進し、国家問題として党議とすべきという立場であり、一方、自由党神戸支部や兵庫県選出議員は神戸築港を推進する意見で、党議から外すべきとする立場であった。代議士総会では大阪築港問題を党議とすることが一度は決議されたが、神戸築港推進派から、脱党をほのめかされ、再議が要求され、再議した代議士総会での決議が一転、党議から外し地方問題にすることが決議されたからであつた。しかしこのとき板垣が辞意を示した際には、それまでと異なり一九日に辞任が承認された。しかも板垣の政治人生を幕引きするかのように大阪自由党支部から感謝状が贈られ、自由俱乐部による慰労会まで行われたのであつた。しかし、板垣は脱党したわけではなく、総理辞任後、約七か月の間に通算七回にわたり地方出張に出掛け、かつてな演説会や懇親会に臨み、在京中も、在京代議士及び在京自由党员の集会など府内の様々な会合や演説会・懇親会に出掛け、かつてないほど精力的に强硬なスケジュールをこなした。そして冒頭でも述べたように、利害関係に捉われることの少ない青年層に自己の支持基盤を求めたことや、松方内閣と進歩党との提携が破れたことで、自由党内での板垣のリーダーシップは一時的に回復し、総理再任こそ辞退したもの、以降、代議士総会・評議員会に党首格として出席するなど党内に影響力を一定程度回復することになつたの

である。^⑥これは報道レベルの話で事実は確認できないが、一八九八年九月一日、板垣が第一次大隈内閣の内務大臣として臨時政務調査委員会の委員長を務めていた際に、過激な行政改革を推し進めようとする旧進歩党系に対し、板垣は「辞任」の意思表明を盾に反発したと報じられている。^⑧結果的には、旧進歩党系も方針を改め、板垣が合意しうる形での行政整理が進められた。^⑨そして⑦今回の一回の総務委員待遇辞退である。

以上のように、板垣が辞意を表明するのは、多くの場合、党内の意見対立を抑えられない際であり、また自己が強く批判されたり自己の見解が無視されたりした際にもそうした意向を表明したことがあった。こうした事態が生じた際に、指導者としての自己の位置を確認させ、そのことによって政党指導を立て直し、党の結束力を高めることが、それまでの辞意表明の意図であつたと確認することができる。

今回はどうか。従来の研究が指摘するように、前述した（1）から（3）までの問題が起こったことが原因で、板垣が総務委員待遇の辞退を表明したことは間違いないであろう。

この時、板垣が総務委員待遇を辞退した翌日には、築地の柳花苑で、評議員二〇名以上により開かれた会合で、板垣の総務委員待遇辞退について留任を勧告することが決議され、井上角五郎・杉田定一・多田作兵衛が勧告委員に推選されている。^⑩なお同日、末松謙澄が板垣に歩調を合わせて総務委員の辞表を提出している。末松は辞任した理由を「貴族院出席及び拠なき都合も有之、到底総務委員の職に堪へ難く候間」と述べるも、はつきりと理由を明らかにしておらず、そのため種々臆説が飛び交っているが、詳細な理由が分かる史料は管見の限り確認できない。

一〇日の評議員会では大会宣言書が議決されるとともに、^⑪板垣と末松の留任を勧告することが決議され、片岡が板垣のもとに、松田正久が末松のもとに遣わされることになった。^⑫実際、翌二一日に片岡は鎌倉にいる板垣のもとに向かっている。^⑬片岡が板垣のもとに遣わされたのは、総務委員を代表してのことと、総務委員会でも板垣の「留任勧告」の決議がなされたことが『憲政党党報』で報じられた。^⑭また同日、憲政党の各団体の院外者が板垣と末松の留任勧告を決議し、東海一一州会は末松の留任勧告を江原素六にさせることを決議し（板垣については言及なし）、一三日には、関東俱楽部が板垣と末松に対し留任勧告を行うための委員三名を置くことを決議したと報じられた。^⑮

一三日の代議士総会では、留任勧告のため板垣を訪問した杉田定一から、板垣は留任を承諾しなかつたが、「自由党を脱却したる

にあらず。若し他日余を要する場合あらば、其衝に立つを辞せず。今回の辞任申立は敢て他意あるにあらずして、党と共に進退する決心は依然たり。」と述べたと報告された。続いて片岡からも、板垣が「予が辞退の意は決して昨今に始まりたるにあらず。〔中略〕今や府県会議員の選挙も結了し、党務一段落を告げたれば、初志の如く閑地に就かんと欲するなり。〔中略〕予は決して憲政党を去りたるにあらず。之に尽すの心事は固より渝らざるなり。」と答えたことが報告された。

以上のような混乱のなか、一五日予定通り憲政党定期大会が開催された。¹⁰⁰その前日、松田は留任勧告のために末松を訪問、末松が総務委員に選定されるであろうと伝えているが、実際に評議員会後に開かれた協議会（総務委員、幹事、前代議士、代議士、貴族院議員が出席）の予選において、末松欠席のもとで、末松が総務委員に当選している。その際、もし末松から総務委員の辞任申立てがあつた場合には、代議士総会で補欠選挙を行う動議を提出することも可決された。そして翌日の党大会では総務委員の予選結果が満場一致で可決された。一方、評議員会で「前大臣の総務委員待遇は自今廃止する事」が決議されるが、それに対し協議員会で「現状を維持すべし」との動議が出され、九七名対九三名の四名の差で動議が可決されている点も見逃せない。このことは総務委員待遇の要否についての意見が分かれ、両者の数が拮抗していることを示している。つまり後述するように憲政党にとつて板垣の存在を必要としない考え方の協議員が半数近くまで増えていたのである。

党大会の宣言書には、板垣がかねてから主張していた鉄道国有、監獄費国庫支弁の実行などが盛り込まれていた。さらに松田からは演説の最後に、「尚ほ本日の大会に板垣伯の出席せられざりしは、我々の大に遺憾とする処なるが、伯は近來病氣の為め、当分責任の地位を去り、静養せられたしとの事にて然るなり。然れども伯は我党を去られたるにはあらず。又其精神は今も決して渝る處あるにあらずして、我党若し事あるの日は伯復た起て鞅掌するを辞せずと漏らされたる程にて、伯は終身我党の為に尽さるゝの人なるを信ず」と伝えられている。¹⁰¹後述するように、党員の動揺を防ぐための発言であつたと考えられる。なお、板垣と立場の近い総務委員の林有造は宿痾を理由に高知に帰郷しており、党大会にも出席しなかった。¹⁰²

党大会を終えたその日に片岡は、板垣と末松をそれぞれ訪問し、一七日午前には、星、松田、片岡とて末松を訪問したことが報じられている。¹⁰³それによれば、末松は三総務委員から一七日午後の大懇親会に伊藤博文が出席する旨を伝えられ、それを受けて末松が伊藤と相談し、結局、総務委員を引き受けることにしてしまったと伝えられた。その真偽のほどは不明であるが、いずれにせよ、一七日の午後、憲政党大懇親会が帝国ホテルで開催され、末松始め星・松田の三総務委員、片岡衆議院議長、江原前総務委員、石塚重平及び

改野耕三両幹事、代議士、前代議士、代議員など三五〇余名、外賓として山県首相、伊藤博文、松方正義蔵相など二八名が出席した。¹⁰⁵ 星からは開会の挨拶で「板垣伯にも人を遣はして来会の上一場の演説あらんことを、懇望せしも、折柄病氣の為めに欠席され、猶伯より來賓諸君に御面会を得ず。來会諸君にも席上相歎談するを得ざるは甚だ遺憾千万なりと伝言ありたれば、右様承知あらんことを望む。¹⁰⁶」と伝えられた。ここでは、党员だけではなく政府及び政府関係者に対しても、板垣が出席できないのは、病氣のためであるとあえて説明し、出席者たちと面会・歓談できないのはとても残念であると挨拶を述べていることが注目される。板垣は党から分離していない、という姿勢をとりあえず政府に対して示したのであった（このことの意味は後述する）。

以上の経緯からは、次のようなことが指摘できる。第一に、板垣の総務委員待遇辞退後、留任勧告の動きが諸団体で起きたことがある。板垣にとっては、（一）から（三）の諸問題が辞任表明の引き金になつたのは間違いないが、それでも依然板垣を必要と考え引き留めた党员たちが多くいたことである。第二に、そのことを裏付けるかのように、代議士総会や党大会では、そうした党员たちに不安を抱かせないよう、板垣の総務委員待遇辞退や板垣の欠席について説明され、憲政党を離党したわけではないと繰り返し述べられていたことである。大多数の党员たちにとつては、板垣は政府と同格に交渉できる人物であり、かつ党のシンボル的存在であった。にもかかわらず第一四議会前に板垣を喪うことは、不安を抱かせる党内の動搖につながると考えたからであろう。¹⁰⁷ そして板垣が主張する鉄道国有、監獄費国庫支弁の実行なども決議には盛り込まれた。しかし、以前の辞任問題との違いは、ここで板垣に対する妥協が最低限しか行われず、もともとの辞任の引き金になつた問題で、星らが一切妥協する姿勢を示さなかつたこともまた重要な変化である。第三に、政府に対しても板垣が党から離れたわけではないことを示そうとしたことである。つまり山県内閣あるいはそれ以外の藩閥政府とのさまざまな交渉を行つうえで、トップである板垣が抜けたとなると、足元を見られ交渉上不利とならないとも限らないからである（場合によつては、トップを失つて泣きついてきたと判断されることにもつながる）。さらに星にとつては、末松までが板垣とともに辞任の意を表明したことは想定外であつたと思われる（前述したように末松の意図が分かる史料は管見の限り確認できない）。星にとつては、伊藤博文との重要なパイプ役である末松は何としてでも繋ぎ止める必要があつた。松田が党大会前日まで末松の留任勧告のための訪問をしなかつたのは、総務委員の選定の既成事實をつくりたかったのかもしれない（もしそななら板垣よりも末松の方を本氣で引き留めようとしたことになる）。

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

告がなされたのはなぜなのか。^⑤のときには政府と提携関係になかったのに対し、今回は政府と提携関係にあつたからである。つまり、板垣は進歩党との交渉の可能性と、藩閥との交渉の可能性の双方があつてこそ力を有していた。そして^⑤のときは、進歩党—松方内閣とが提携していた第二次松方内閣の時期であり、自由党は野党的存在で両者を批判する立場にあり、今回のような地租増徴問題や文官任用令改正などの、党的動搖を来すような諸問題も抱えていなかつた。一方、今回はそうした諸問題を抱えていたばかりか、板垣の総務委員待遇辞退をきっかけに政府との交渉役であつた末松までもが総務委員を辞任する状況になつた。星らにとつて想定外の事態であつたであろう。星らにとつて政府との交渉役の板垣か末松かどちらかを慰留する必要が出てきたと考えられる。そして末松を繋ぎ止めることに成功して以降は、板垣に対する慰留は行われなくなる。なお、板垣支持派の林は、板垣の総務委員待遇辞退に至つた経緯に異議を唱える形で、党大会に欠席したが、末松が総務委員を承諾するや、総務委員を受任した。¹¹⁸ 板垣が総務委員待遇に戻る可能性がなくなつたのを見て、党幹部として党に戻るしかなかつたからであろう。

一月二二日、第一四議会が開会されると、一二月三日、板垣は東京に戻つた。¹¹⁹ 五日には、桂陸相を訪問し、改正文官任用令の除外令をつくり、集会及政社法の全部廃止を断行し、本期議会で鉄道国有論の提出も希望し、予算査定に關しても談話がなされたと報じられた。¹²⁰ この報道が事実であれば、板垣の政治に対する熱意がなくなつたわけではないことを示している。そのことを裏付けるかのように、同時期、板垣は同氣俱楽部を活動の場として、積極的に関わつてゐるのである。¹²¹ 同氣俱楽部とは、前年一月に創立された官民合同で諸般の問題を研究し、知識を交換する親睦団体で、西郷従道などの政治家や益田孝などの実業家が評議員であつた。板垣はその委員会や総会に出席し、伊藤博文も招待して、個人の立場で政治家や実業家と繋がりを持ち続けようとしているのである。裏を返せば、これまで党のトップとして政治家や実業家と交渉できていたのに対し、政党指導をする立場ではなくつたため、個人でしか政治家と交渉するしかなくなつたのである。

年明けて一月二二日の憲政党の新年宴会兼大懇親会には板垣は出席し、演説も行つた。¹²³ この懇親会には星や松田、片岡や杉田、栗原も出席していた（末松と林は欠席）。「予は近來暫く身を政治社界より遠ざかり、總て政治上に關する問題は、之を我党後進の同志諸氏に託して、自身には殆ど角力見物専門と云ふが如きの有様なり」と、二か月ほど幹部として党務に關わつていないだけで「暫く」「政治社界より遠ざかり」と述べたのである。自分が党幹部から疎外されていると考えていたからこそ口をついて出てきた言葉であろう。統いて政治家に求める課題として党員に対して、政策を提言しているのである。

すなわち、「我国の将来に起り来るべき社会問題に在り」と述べた上で、資本家と労働者の軋轢問題を例示して、「社会政策は我国将来の大問題にして、我国の政治家たるもの宜しく潜心以て之が講究を為さざるべからず、而かも予は社会政策の第一着歩として先づ貧民救助の問題より実行せんと欲するものなり、願くは我党の諸君此貧民救助の為に社会問題の為に十分の助力と考慮とを尽されんことを望む。」（傍線部筆者）と述べ、日本の政治家は今後社会問題を講究しなければ、歐米諸国のように社会や経済上に大きな弊害を及ぼすことになるため、憲政党も社会問題に充分に助力と考慮を払わなければならぬと主張したのである。板垣が憲政党的公式の場で演説したのは史料上これが最後となつた。以後、板垣は、同氣俱楽部で同じ提言を行つたり、片岡や林と往来したりして、個人で活動するほかなくなるのである。

なお第一四議会は二月二十四日に閉会されるが、衆議院議員選挙法改正が成立し、板垣が第二次伊藤内閣の内相時代から手がけていた監獄費国庫支弁が決定し、一〇月一日法律が実施されることとなつた。¹¹⁶しかし鉄道国有法案は不成立で終わる。これ以降も、板垣が「市街鉄道問題」の件を中心に、山県や伊藤、伊東巳代治を訪問していることがしばしば報じられている。¹¹⁷板垣にとつては総務委員待遇辞退後も、この問題は懸案事項であつた。しかし政党指導をする立場ではなくなつたため個人で訪問せざるを得なかつたのである。

他方、五月山県は天皇に辞意を申し出、義和團事件が起きたため一旦留任するものの、その後内閣を伊藤に渡し、一〇月一九日、第四次伊藤内閣が成立する。憲政党を吸收する形で立憲政友会が成立した内閣であった。この前後の検討は別稿に譲るが、これまでの検討で次の点が指摘できる。第一に、板垣は憲政党の中枢部で党務に関与しなくなつたが、憲政党を脱党したわけではなく、政治に対する熱意が失われることはなかつた。それゆえ憲政党の党员と関係は有し続けるが、個人で行動するしかなかつたことである。第二に、社会政策という別のステージに移行したかのように見えるが、しかしながらそれらの提唱先はやはり政党であり政治家でありつけたことである。したがつて、この総務委員待遇辞退を板垣の「政界引退」と呼ぶことはふさわしくない。正確には憲政党指導部を降りた、という表現がふさわしいであろうといふことも指摘できる。

おわりに

以上、本稿では第二次山県内閣期において板垣退助が憲政党でどのような政党指導を行おうとしたのか、その活動と議論を通して明らかにし、併せて一八九九年の「政界引退」説を再検討してきた。

その結果、本稿では次の点を明らかにした。第一に、第一三議会で地租増徴法案が成立した後、板垣は公然と憲政本党を攻撃し始めたことである。こうした攻撃は從来の板垣には見られない言動であり、隈板内閣崩壊の経緯もあって、憲政本党と合同あるいは連合して政権を奪取するという選択肢がなくなつたこと、その結果、憲政本党との対峙の上でも、また政策を実現する上においても、当面政府との提携という方法を探る以外の道がなくなつたことが背景にあつた。しかし党内は、地租増徴法案だけではなく、選挙法改正法案などの政策案で意見が分かれており、そうした中で政府との交渉は事実上総務委員が担当するようになり、評議員への事前相談はなるべく行うものとされて義務ではなくなり、総務委員がリーダーシップを發揮しうる役割がつくられた。板垣がこの過程で果たした役割は、一方で反憲政本党の議論によつて党内を一つにまとめるとともに、他方で代議士や評議員に対してなだめつつ、総務委員による指導体制を追認したことである。つまり第一三議会の時点では、いまだ板垣は党内をまとめる力を有しており、総務委員からもその役割を期待されていたのである。しかし一方で、総務委員に力が結集することは、板垣の指導力の相対的な低下をも意味した。

第二に、第一三議会閉会後、府県会議員選挙で自党の支持を取り付けるべく、板垣や憲政党は一丸となつて遊説に乗り出すなど選挙対策を行い、板垣の演説内容にも変化を及ぼしたことである。これは板垣や総務委員が、議会閉会後、今後憲政党は獅官運動をせず、党勢拡張を行つて議会を足場に活動していく方針を出したにもかかわらず、政府が文官任用令改正の勅令を出したことが背景にあつた。板垣は、引き続き憲政本党に対する批判の姿勢は崩さず、自党の正当性を主張する姿勢を強める一方で、政府に対しても、これまでのよう超然主義ではないから提携したというような藩閥に寄り添う主張は封印した。そしてそのことは短期的には府県会議員選挙で自党の失策を糊塗することに成功したが、このように政府に寄り添い、憲政本党への徹底的な批判を辞さない行為は、板垣の政治的基盤を掘り崩していくことになつた。すなわち、板垣は、政府・自由党系・進歩党系の三派の鼎立構造のなかでこそ、力

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

を發揮した。つまり、一方で旧進歩党系との交渉の可能性と、他方で政府との交渉の可能性があるからこそ、双方を批判しうる独自の存在として自由党・憲政党が存在したのであり、その象徴として、多様な選択肢のなかで党をまとめる板垣という存在が重要だつたのである。しかし、第一次大隈内閣の倒壊により旧進歩党系との連合の可能性がなくなり、政府との提携のみが選択肢となってしまうならば、政府とのパイプ役の存在こそが重要となつてくるし、後に立憲政友会という形で実際にそななるよう、藩閥の指導者をトップに据えることの方がてつとり早い。実際、政府との接近が密接になるにつれて、板垣の影響力が失われていき、政府との関係の方が重視されるようになつたことは間違いない。そうしたなかで、板垣が憲政本党への批判を強く打ち出すことは、板垣自身が全く気づかない形で、自身の存在意義を掘り崩していく行為であつたと、いうことが指摘できる。

そして第三に、しかしそれでもなおこの時点では、党内が地租増徴問題や文官任用令改正問題で離反する可能性のある人々が多くおり、かつ後年の立憲政友会のように藩閥の指導者をトップに据えていない段階では、やはりいまだ板垣の必要性は消えておらず、留任勧告が行われることになつたことである。とはいえ、そこには、伊藤ら政府とのパイプ役である末松が、板垣の辞退に引き続き総務委員を辞任したことの影響も大きかつた。しかしながら、少なくとも総務委員レベルにおいては、政府との交渉役としての末松の方が重要な存在になつており、その末松が総務委員として党に戻つたことで、板垣の指導体制に幕を引くことは問題では無くなつたといふことも指摘できる。板垣自身は、本来辞任を心から望んでいたわけでなかつたことは、その後も政治活動を熱心に続けようとしていることからも明らかである。しかし自らが党幹部から既に必要とされていないことには気付けなかつたのである。結果として、板垣は政党指導の立場から降り、個人として政治活動を行わざるを得なくなつていくのである。それは決して「政界引退」ではないが、政党指導からの引退を余儀なくされたことは間違いない。

以上の経緯からは、当該期の政治構造の変動のなかでの板垣という政治家の存在のあり方が浮かび上がつてくる。先行研究では市街鉄道問題や横浜埋立事件、さらには党則改正問題が板垣の引退のきっかけになつたと指摘されてきた。しかしそれまで何度も辞意を表明しては再び政党指導の地位に復帰していたにもかからず、この際には板垣が政党指導の座を降りざるをえなかつたのは、大きな政治構造の変動の結果であつた。すなわち、初期議会における民党連合対藩閥という構造のなかで板垣は、旧来の自由民権運動以来の多様な全国の政治家を取りまとめる役割として、大きな存在感を持つていた。またその後、自由党が伊藤と、進歩党が松方と提携するなど、民党がそれに藩閥と交渉を行い、「擬似」二大政党制のような状況が生じた際にも、民党連合の復活をちらつかせ

ながら、藩閥と対等に交渉するために、板垣の存在は重要であった。明治維新の元勲レベルの権威をもち、また他方で自由民権運動以来の指導者として、シンボル的立場にあつた板垣の存在は、こうした三派の鼎立と離合集散のなかでこそ、大きな意味を持ったのである。さらにいえば、政党の方向性についての選択肢が複数あればこそ、党内に異論も生じやすい。そうしたなかで、こうした党内のまとめ役としての板垣の存在は極めて大きかった。しかし、第一次大隈内閣が内紛によつて倒壊した結果、旧自由党系と旧進歩党系の連合は選択肢としてありえなくなる。板垣はその結果、憲政本党に対する猛烈な批判を行い、山県内閣を藩閥ではない、超然主義ではないと述べるなど、旧来の三派鼎立構造を壞し、藩閥＝憲政党と、憲政本党との対立構造を形作つていくことに加担するが、それは長期的視野で見るならば、それまでの政治構造の中で持つていた自己の役割をも無自覚のうちに掘り崩していく行為であったと言つてよい。政府との交渉が唯一の選択肢となり、かつその交渉・提携が続くことによつて政府とのつながりが強くなつていけばいくほど、板垣という存在の必要性は失われていくことになるのである。もちろん、この時期にもなお、地租増徴問題や文官任用令改正という、党を動搖させる事態が起つていて。しかし、それにもかかわらず、党幹部は板垣に譲歩してまで復帰を求めるることはなかつた。末松の復帰で事態が収束したことに示されるように、もはや藩閥との接近が、板垣を失つたとしても揺るがない既定の方針になつていたからであつた。

一八九九年一一月八日の板垣の総務委員待遇の辞退は、決して板垣による政界引退ではない。板垣の政党にかける思いは継続しており、その後も政治活動は続けていくことになるからである。しかし板垣による政党指導の終わりを意味したことは間違いない。以後の板垣は、政党指導者としてではなく、一個人としての政治活動を余儀なくされることになる。憲政党による政府との接近は、民主党としての自由党の終焉であり、政党指導者としての板垣の地位の終焉はまさにそれを象徴するものであつたのである。

1 服部之総「板垣退助」（『思想』二九八、一九四九年四月）、福地重孝「板垣退助」（市川史談会、一九五一年）、平尾道雄「無形板垣退助」（高知新聞社、一九七四年）、絲屋寿雄「史伝板垣退助」（清水書院、一九七四年）、高知市立自由民権記念館開館5周年記念特別展『板垣退助展—板垣死すとも自由は死せず』（解説図録）（高知市立自由民権記念館、一九九四年）など。

2 伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」（『名古屋大学文学部研究論集 史学』三九、一九九三年）、のち『立憲国家の確立と伊藤博文—内政と外

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

- 交　一八八九～一八九八】（吉川弘文館、一九九九年）第一部第四章所収。なお伊藤氏は、同論文で、坂野潤治『明治憲法体制の確立』（東京大学出版会、一九七一年）や升味準之輔『日本政党史論』（東京大学出版会、一九六六年）の研究では、政党と藩閥の関係の基本的な事実でさえ誤認があり、明らかになつてないとして、自由党の政党組織や構造を検討している。
- 3　拙稿「自由党總理辞任をめぐる板垣退助の政党活動と政党論—第二次松方内閣・第三次伊藤内閣期を中心に—」（『跡見学園女子大学人文学フオーラム』一九、二〇二一年三月）。
- 4　中元崇智「板垣退助の政界引退と『自由党史』」（『高千穂論叢』四七一三、二〇一二年）、のちに「明治期の立憲政治と政党—自由党系の国家構想と党史編纂」（吉川弘文館、二〇一八年）第II部第一章所収、中元崇智『板垣退助』（中公新書、二〇二〇年）二〇〇～二〇四頁。
- 5　有泉貞夫『星亭』（朝日新聞社、一九八三年）二七五～二七七頁、吉良芳恵「横浜埋立事件の一考察—都市の利権と政党—」（『史艸』四五、二〇〇四年）八九～九一頁。
- 6　前掲・中元崇智「明治期の立憲政治と政党—自由党系の国家構想と党史編纂」、前掲・中元崇智『板垣退助』二〇〇～二〇四頁。
- 7　「板垣伯の政友会改革意見」（『大阪朝日新聞』雑報、一九〇一年七月一七日）。
- 8　「新政黨の綱領及宣言書案」（『政友』三七、一九〇三年九月一五日）。前掲・中元崇智「明治期の立憲政治と政党—自由党系の国家構想と党史編纂」、真辯将之「老年期の板垣退助と大隈重信」（『日本歴史』七七六、二〇一三年）。
- 9　拙稿「板垣退助と地租増徴問題—第一次大隈内閣・第二次山県内閣期—」（『立正史学』一三四、二〇一三年九月）。
- 10　以下「板垣伯の茶話会」（『憲政党党報』第一卷第四号、一八九九年一月二〇日）、「板垣伯の茶話会」（『土陽新聞』雑報、一八九八年一二月二七日）、「板垣伯の演説」（『土陽新聞』雑報、一八九八年一二月二八日）に扱る。
- 11　板垣退助「新年書感」（『憲政党党報』第一卷第四号、一八九九年一月二〇日）。
- 12　板垣退助述「板垣伯意見書」（憲政党党報局、一八九九年一月二八日）。
- 13　「群馬支部発会式」（『憲政党党報』第一卷第五号、一八九九年二月五日）。
- 14　「板垣伯の演説（横浜地主派の祝賀会）」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月七日）。
- 15　拙稿「大同団結運動末期における愛国公党結成の論理—板垣退助の政党論を通して—」（安在邦夫ほか編『近代日本の政党と社会』日本経済評論社、二〇〇九年）所収、同「初期議会期における板垣退助の政党論と政党指導」（『日本史研究』六四二、二〇一六年二月）、前掲・拙稿「自由党總理辞任

をめぐる板垣退助の政党活動と政党論—第二次松方内閣・第三次伊藤内閣期を中心に—、前掲・拙稿「板垣退助と地租増徴問題—第一次大隈内閣・第二次山県内閣期—」。

- 16 「青年大会に於ける板垣伯の演説」（『自由党党報』第一四七号、一八九七年二月一〇日）。
- 17 工藤武重『帝国議会史 第二篇 自第十三議会至第十六議会』（有斐閣、一九〇三年）一三〇二一頁。
- 18 伊藤之雄「立憲政友会創立期の議会—第一回帝国議会—第一回帝国議会—」（『日本議会史録I』第一法規出版、一九九〇年）。
- 19 「鉄道国有建議案の決議」（『憲政党党報』第一卷第六号、一八九九年二月二〇日）。
- 20 竹内綱「鉄道国有法に規定すべき条項世人の論難に対する弁駁」若宮正音「鉄道国有の実行に伴ひ一大銀行を設立するの議」（以上、『憲政党党報』第一卷第五号、一八九九年二月五日）、野村庄之助「鉄道国有の速かに実行せられんことを望む」（『憲政党党報』第一卷第六号、一八九九年二月二〇日）、栗原亮一「鉄道国有建議案」（『憲政党党報』第一卷第七号、一八九九年三月五日）。
- 21 「各市代表者を招く」（『憲政党党報』第一卷第六号、一八九九年二月二〇日）。
- 22 「時事日誌」二月四日条（『憲政党党報』第一卷第六号、一八九九年二月二〇日）、「憲政党の評議員協議会」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月五日）、「憲政党評議員会（選挙法自由問題に決す）」（『読売新聞』雑報、一八九九年二月五日）。
- 23 「単記派に対する仲裁の折衷説」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一月三〇日）。
- 24 一八九八年一月二十四日の代議士総会で、「吾党出身の前国務大臣は総務委員同一の資格を有する事」と可決されている。つまり、松田正久、林有造が相当する。また同じ代議士総会で、片岡健吉が衆議院議長就任のため総務委員を辞退する報告がなされた（『代議士総会』『憲政党党報』第一卷第一号、一八九八年一二月五日）。
- 25 「自由党の総理再置説」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月四日）。
- 26 「憲政党組織改造説」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月一日）、「自由党の総理再置説」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月四日）、「自由党の内訌立復入る」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月一四日）、「内閣改造談再燃の計画」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月二六日）、「内閣改造か基本的財産付与か」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月二七日）。
- 27 「帝国ホテルの懇話会」（『憲政党党報』第一卷第六号、一八九九年二月二〇日）。
- 28 「日程の決議并に報告」（『憲政党党報』第一卷第六号、一八九九年二月二〇日）。

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

- 29 「内閣改造問題」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年三月一〇日）。
- 30 「憲政党総務委員の決議」（『日刊人民』雑報、一八九九年三月一五日）、「憲政党総務委員の決議」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年三月一五日）。
- 31 「憲政党総務委員会」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年三月一二日）、「憲政党総務委員の決議」（『日刊人民』雑報、一八九九年三月一五日）、「憲政党総務委員の決議」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年三月一五日）、「自由党の府県会壟斷政略」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年三月一六日）。
- 32 「時事日誌」（『憲政党党報』第一卷第八号、一八九九年三月二〇日）。
- 33 「憲政党総務委員の意見」（『日刊人民』雑報、一八九九年三月一四日）。
- 34 「憲政党評議員会」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年三月一八日）。
- 35 明治（三三）年三月三一日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰（伊藤博文関係文書）第二卷、塙書房、一九七四年、三九〇頁）は、「政府は発布の当日迄も極秘を保ち疾雷の勢を以て彼等を相驚かし候事」と伝えている。
- 36 「今市演説会并に懇親会」（今市町同志懇親会）「時事日誌」（以上、「憲政党党報」第一卷第八号、一八九九年三月二〇日）、「板垣伯星氏等の今市演説会」（『日刊人民』雑報、一八九九年三月一四日）。
- 37 「板垣一行と福島県の実業家」「福島支部の発会式」「時事日誌」（以上、「憲政党党報」第一卷第一〇号、一八九九年四月一〇日）、「実業家の懇親会」「板垣伯の軍備拡張と鉄道国有に関する意見」（以上、「福島民報」雑報、一八九九年三月二六日）。
- 38 「福島支部の発会式」（『憲政党党報』第一卷第一〇号、一八九九年四月二〇日）。
- 39 「憲政本党旧自由派の檄」「紛々擾々録（県下政況）」（以上、「福島民報」雑報、一八九九年三月二五日）。河野の脱党経緯は「河野氏脱党处分の報告顛末」（『自由党党報』第一二八号、一八九七年三月一〇日）参照。
- 40 「退党主意書」、河野磐州伝編纂会（河野磐州伝）下巻（河野磐州伝刊行会、一九二六年）所収、四四九～四五一页。
- 41 以上、長井純市（河野広中）（吉川弘文館、二〇〇九年）一七一～一七三頁。
- 42 「我党第二次の大遊説」（『憲政党党報』第一卷第一〇号、一八九九年四月二〇日）。遊説の実施を予定していることは、第一三議会会期中の三月三日の代議士総会で報告されていた（『代議士総会』（『憲政党党報』第一卷第一〇号、一八九九年四月二〇日）。
- 43 「各府県選挙期日」（『憲政党党報』第二卷第二〇号、一八九九年九月二〇日）。選挙日が最も早い県は鳥取県の九月二一日で、最も遅いのは三重県の一〇月九日であった。

- 44 「吾党の方針」（憲政党党報号外）、一八九九年四月一八日）、「時事日誌」（憲政党党報）第一卷第一〇号、一八九九年四月二〇日）。
- 45 「吾党の方針」（憲政党党報号外）、一八九九年四月一八日）では「第三議会に拡張の事を吾党は建議と致して上奏案を提出したのであります」と述べるが、これは板垣の記憶違いで、正確には「第六議会」である（第六議会自由党報告書）「第六議会の成績」「党報」第六二号、一八九四年六月二十五日）。
- 46 板垣の憲政本党批判に對しては、憲政本党側からも激しい攻撃や揶揄の言葉を投げかけられていた。「憲政党政談演説会」（読売新聞）雑報、一八九九年三月一八日）では「世の中にさても面白きは昨日憲政党的謝罪演説なりけり。〔中略〕第三席板垣伯は「吾党の方針」と題し、板垣死すとも藩閥死せずと言はぬ許りの顔付にて例の如く泣味噛的寢言を並べたり。」と批判の言辭が並び立てられた。
- 47 「勅令第六十一号文官任用令」（官報）第四七一八号、一八九九年三月二八日）、「文官任用令改正・御署名原本・明治三十二年・勅令第六十一号」（一八九九年三月二七日）、国立公文書館所蔵、請求番号御〇三八〇一一〇〇。文官任用令改正の勅令が發布された日、板垣は川越町の政談演説会に出席していた（時事日誌）『憲政党党報』第一卷第一〇号、一八九九年四月二〇日）。
- 48 以上、「総務委員会」（憲政党党報）第一卷第一〇号、一八九九年四月二〇日）。
- 49 明治（三三）年三月三日付伊藤博文宛伊東巳代治書翰、『伊藤博文関係文書』第二卷（埼書房、一九七四年）三九〇頁。以下伊東書翰はこれに拠る。
- 50 「板伯伊侯訪問」（東京朝日新聞）電報、一八九九年四月三日）。
- 51 以下四国遊説については「四国に於ける板垣伯の一行」（憲政党党報）第一卷第一〇号、一八九九年四月二〇日）、「板垣伯一行遊説の景況」（憲政党党報）第一卷第一一号、一八九九年五月三日）、「板垣伯一行游説の景況」（憲政党党報）第一卷第一二号、一八九九年五月二〇日）、「憲政大演説会」（徳島日日新聞）雑報、一八九九年四月七日（九日）、「実業家に対する板垣伯の演説」（徳島日日新聞）雑報、一八九九年四月七日（九日）、「政治家の責任（於徳島歌舞伎座板垣伯の演説）」（徳島日日新聞）雑報、一八九九年四月八・九日、一一・一三日）、「板伯と聴衆」（香川新報）雑報、一八九九年四月一三日）、「板伯の監獄談」「板伯請招懇親会況」（以上、香川新報）雑報、一八九九年四月十四日）、「一昨日の板伯演説会」（香川新報）雑報、一八九九年四月十五日）、「西条に於ける板伯一行の政談大演説会」（海南新聞）雑報、一八九九年四月二〇日）、「西条の憲政党懇親会統報」（海南新聞）雑報、一八九九年四月二一日）、「今治町の板垣伯招待懇親会」「今治町実業団体の板垣伯一行招待会」（以上、海南新聞）雑報、一八九九年四月二三日）、「板垣伯招待大懇親会の景況（来会者六百余名）」「今治町の板垣伯二行政談大演説会」（以上、海南新聞）雑報、一八九九年四月二三日）、「板垣伯一行の中山通過内子の演説懇親会」「板垣伯の監獄視察談」（以上、海南新聞）雑報、一八九九年四月二七日）、「八洲町に於年四月二三日）、「板垣伯一行の中山通過内子の演説懇親会」「板垣伯の監獄視察談」（以上、海南新聞）雑報、一八九九年四月二七日）、「八洲町に於

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

ける板垣伯一行の演説懇親会」「板垣伯一行の大洲出発並に川之石の懇親演説会」（以上、『海南新聞』雑報、一八九九年四月三〇日）、「宇和島に於ける板垣伯一行の政談大演説会」「宇和島町に於ける板垣伯招待会」（以上、『海南新聞』雑報、一八九九年五月二日）に拠る。

（一八九九）年四月二一日付大隈重信宛武富時敏書翰、早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第七巻（みすず書房、二〇一一年）、

一五六・一五七頁。

53 「板垣伯一行游説の景況」（『憲政党党報』第一巻第二二号、一八九九年五月二〇日）。

54 「板垣伯一行游説の景況」（『憲政党党報』第一巻第二二号、一八九九年五月二〇日）。

55 「千葉県の演説及懇親会」（『憲政党党報』第一巻第二二号、一八九九年五月二〇日）。

56 「憲政党総務委員会」「時事日誌」（以上、『憲政党党報』第一巻第一三号、一八九九年六月五日）。

57 「憲政党関西大会」（『憲政党党報』第一巻第一四号、一八九九年六月二〇日）、「憲政党演説会」（『京都日出新聞』雑報、一八九九年六月九日）。

58 以下九州遊説については「板垣伯の九州游説」（『憲政党党報』第一巻第一四号、一八九九年六月二〇日）、「板垣伯の九州遊説（承前）」（『憲政党党報』第二卷第一五号、一八九九年七月五日）、「板垣伯の九洲遊説（承前）」（『憲政党党報』第二卷第一六号、一八九九年七月二〇日）に拠る。

59 「下野支部發会式」（『憲政党党報』第一巻第一六号、一八九九年七月二〇日）、「憲政党下野支部發会式」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年七月一八日）。

60 「時事日誌」（『憲政党党報』第二巻第一八号、一八九九年八月二〇日）、「来往一束」（『憲政党党報』第二巻第二〇号、一八九九年九月二〇日）。

61 「新入党者」（『憲政党党報』第一巻第一号、一八九八年一二月五日）、「新入党者」（『憲政党党報』第一巻第二号、一八九八年一二月二〇日）、「新入党者」（『憲政党党報』第一巻第四号、一八九九年一月二〇日）、「新入党者」「華族の入党」「代議士の入党」「脱党の取消」「日黒氏の入党」（以上、『憲

政黨党報』第一巻第六号、一八九九年二月二〇日）、「新入党者」「代議士の入党」「新聞社長の入党」「県会議員の入党」「弁護士入党」「新聞記者の入党」「市長の入党」「市会議長議員入党」（以上、『憲政党党報』第一巻第八号、一八九九年三月二〇日）、「新入党者」（『憲政党党報』第一巻第一二号、一八九九年五月五日）、「新入党者」（『憲政党党報』第一巻第一二号、一八九九年五月二〇日）、「新入党者」（『憲政党党報』第一巻第一四号、一八九九年六月二〇日）、「新入党者」（『憲政党党報』第二巻第一五号、一八九九年七月五日）、「兩代議士復党」「新入党者」（以上、『憲政党党報』第一巻第一六号、一八九九年七月二〇日）、「新入党者」（『憲政党党報』第二巻第一七号、一八九九年八月五日）、「新入党者」（『憲政党党報』第二巻第一八号、一八九九年八月二〇日）、「新入党者」（『憲政党党報』第二巻第一九号、一八九九年九月五日）、「新入党者」（『憲政党党報』第二巻第二〇号、一八九九年九月二〇日）、「新入党者」（『憲政党党報』第二巻第二二号、一八九九年一〇月五日）、「新入党者」（『憲政党党報』第二巻第二二号、

一八九九年一〇月二〇日)。

- 62 「府県会議員選挙の結果」(『憲政党党報』第二卷第一三号、一八九九年一月五日)五〇九～五二一、五二八頁。むろん、憲政党が政府との提携による利点を最大限利用して、内務大臣や首相などと交渉し、また八月には選挙取締令が発布されたことも選挙に有利に働いたと考えられる(『選挙取締令出づ』『憲政党党報』第二卷第一八号、一八九九年八月二〇日、「時事日誌」『憲政党党報』第二卷第二一号、一八九九年一〇月五日)。

- 63 「当選者への祝賀状」(『憲政党党報』第二卷第二二号、一八九九年一〇月五日)。

- 64 池田真歩「明治中期東京市政の重要性」(『史学雑誌』一二一一七、一〇一二年)、のち同『首都の議会』(東京大学出版会、一〇一三年)所収。

- 65 有泉貞夫『星亭』(朝日新聞社、一九八三年)一七五～一七七頁、吉良芳恵「横浜埋立事件の一考察—都市の利権と政党—」(『史艸』四五、一〇〇四年)八九～九一頁。

- 66 前掲・中元崇智「明治期の立憲政治と政党—自由党系の国家構想と党史編纂—」第II部第一章、前掲・中元崇智『板垣退助』二〇〇～二〇四頁。

- 67 「板垣伯の市街鉄道市有論」(『読売新聞』雑報、一八九九年九月一日)、「星氏の党議違背」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年九月二二日)、「板垣伯の市街鉄道速成談」(『読売新聞』雑報、一八九九年九月二十五日)、「板垣星氏と激論す(市街街道)」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年九月三〇日)、「東京市街鉄道」(『憲政党党報』第二卷第二二号、一八九九年一〇月五日)、「星亭氏総務委員を辞す」(『読売新聞』雑報、一八九九年一〇月一四日)、「街鉄問題一束」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一〇月一五日)。

- 68 「東京市の市街鉄道」(『太陽』第五卷第二四号、一八九九年一月五日)、「板垣伯の街鉄談」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一〇月一五日)。
- 69 「板垣伯の鉄道及軍港視察」(『憲政党党報』第二卷第二三号、一八九九年一月五日)、「来往一束」「時事日誌」(以上、『憲政党党報』第二卷第二二号、一八九九年一〇月二〇日)。

- 70 「横浜海面埋立事件と内務省及自由党」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一〇月一六日)、「横浜海面埋立事件」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一〇月二二日)、「自由党の破綻」(『東京朝日新聞』社説、一八九九年一〇月二三日)、「横浜海面埋立事件」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一〇月二七日)。

- 71 「星氏留任を勧告せらる」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一〇月一六日)、「星亭氏の総務辞職に就て」(『読売新聞』雑報、一八九九年一〇月一七日)。
- 72 「星氏除名の請求」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一〇月三一日)。調印したものは竹内綱、若宮正音、大江卓、林有造、片岡健吉、斎藤珪次、松本君平、江原素六、新井章吾、藤金策、鈴木充美、栗原亮一、松岡長康、杉田定一、斎藤卯八、石塚重平、滝口帰一、鈴木稻之輔、山口熊野ほか

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

五名で、総務委員、幹事、評議員などから除名請求があつたと報じられた。

73 「自由党紛擾」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一月一日）。

74 73 「自由党紛擾と総務委員会」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一月二日）の記事でも、板垣と末松が星邸を訪問した際「其議する所は決して除名とか退隠とか云ふ如きことに非ず。全く斯る事件を党派の別題とし、為に党内の平和を破るは党の不利なるを以て、板垣末松総務委員専ら其衝に当り、該問題をして平和に結局せしめ、以て党内の一一致を図るべしとの意を星氏に伝へ、并せて之に関する協議をなしたるもの」と報じられた。『日刊人民』が星の立場に近い機関紙であるため、板垣を星の味方であるかのように報じている可能性もあるが、末松も板垣も党内の分裂は回避したかったであろうと考えられる。

75 「自由党の大紛擾」（『読売新聞』雑報、一八九九年一月二日・四日）、「総務委員会と星」（『万朝報』雑報、一八九九年一月一日）。

76 「依然たる星の自由党」（『万朝報』雑報、一八九九年一月三日）。

77 前掲・中元崇智「明治期の立憲政治と政党―自由党系の国家と党史編纂―」一三三頁。

78 「総務委員会の決議（其一）（横浜埋立問題に就て）」（『憲政党党報』第一卷第二三号、一八九九年一月五日）。

79 「時事日誌」、「板垣伯の待遇辞退」（以上、『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年一月二〇日）。

80 前掲論文・吉良芳恵「横浜埋立事件の一考察」。そもそも本論文中で、「板垣らは〔横浜埋立問題について―引用者―〕熱心ではなく」との報道を引いており、さらに「一〇月三日、憲政党総務委員会で星が、除名か指令取消交渉を要求された際、「板垣も許可取消し運動に不同意であること」などを理由に拒否し、「板垣も竹内らを呼び寄せ疎通の道を講じるよう伝えると星に従つた。」と述べているが、横浜埋立問題に熱心ではない板垣がなぜ総務委員待遇を辞任することになるのか、本稿だけでは理解できない。

81 前掲・中元崇智「明治期の立憲政治と政党―自由党系の国家と党史編纂―」一三四頁。

82 前掲・拙稿「第一議会期における板垣退助の政党論―立憲自由党体制をめぐつて―」、同「初期議会期における板垣退助の政党論と政党指導」、同「自由党総理辞任をめぐる板垣退助の政党活動と政党論―第二次松方内閣・第三次伊藤内閣期を中心に―」、同「板垣退助と地租増徴問題―第一次大隈内閣・第二次山県内閣期―」。

83 「板垣翁分立の通告」（『自由新聞』雑報、一八九一年一月二二〇日）。

84 「板垣氏脱党す」（『自由新聞』雑報、一八九一年一月二七日）。

- 85 「自由党前代議士総会」(『自由』雑報、一八九一年一二月二七日)。
- 86 「臨時大会」(『自由党党報』第一二五号、一八九七年一月二五日発行)、「関東自由会に於ける板垣總理の演説」(『自由党党報』第一二七号、一八九七年二月二五日発行)。
- 87 竜野周一郎「旅行日記」一八九七年三月一六日条、『竜野周一郎関係文書』一八〇、国立国会図書館憲政資料室所蔵、「代議士総会」「總理の辞任」(『自由党党報』第一二九号、一八九七年三月二十五日)。
- 88 前掲・拙稿「自由党總理辞任をめぐる板垣退助の政党活動と政党論—第二次松方内閣・第三次伊藤内閣期を中心に—」
- 89 「行政整理の真相」(『太陽』第四卷第一九号、一八九八年九月二〇日、二五四・二五五頁)、「政務調査会の紛擾」(『読売新聞』雑報、一八九八年九月四日)、「衝突の真相」(『東京朝日新聞』雑報、一八九八年九月四日)。
- 90 「政務調査会の今後」(『読売新聞』雑報、一八九八年九月五日)、「政務調査会の一段落」(『東京朝日新聞』雑報、一八九八年九月三日)。
- 91 「柳花苑の会合」(『時事日誌』(『憲政党党報』第一卷第二四号、一八九九年二月二〇日))。
- 92 「時事日誌」(『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年二月二〇日)、「末松総務委員の辞任」(『日刊人民』雑報、一八九九年二月二一日)。
- 93 「松男の辞任に就て」(『日刊人民』雑報、一八九九年二月二二日)。
- 94 「末松総務委員の辞任」(『日刊人民』雑報、一八九九年二月二一日)。
- 95 「時事日誌」(『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年二月二〇日)、「自由党と板垣伯末松男」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月二二日)、
- 96 「自由党評議員」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月一〇日)、「松田正久氏の談(板伯末男に及ぶ)」(『日刊人民』雑報、一八九九年二月二一日)。
- 97 「時事日誌」(『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年二月二〇日)。この問答については、「鎌倉の音信(板伯片氏の問答)」(『日刊人民』雑報、一八九九年二月一四日)などで報じられた。
- 98 「板垣伯の待遇辞退」(『時事日誌』(以上、『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年二月二〇日))、
- 「代議士総会(其一)」、「時事日誌」(以上、『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年二月二〇日)、「自由党各団体の会合」(『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月一二日)、「関東俱楽部会合」(『東京朝日新聞』一八九九年二月一四日)、「東海十一州会の決議」「各団体聯合委員会」(以上、『日刊人民』雑報、一八九九年二月一二日)。

第二次山県内閣期における板垣退助と憲政党

99 代議士総会の内容は「代議士総会（其一）」（『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年一一月二〇日）に拠る。

100 「大会記事」「時事日誌」（以上、「憲政党党報」第二卷第二四号、一八九九年一一月二〇日）。

101 「大会記事」（『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年一一月二〇日）。そのほか同趣旨の内容が「自由党大会」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一一月一六日）などで報じられた。

102 「自由党紛擾彙報」（『読売新聞』雑報、一八九九年一一月一四日）、「末松男氏の進退」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一一月二〇日）。

103 「時事日誌」（『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年一一月二〇日）、「末松男承諾す」「末松男承諾の理由」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一二月一九日）、「時事日誌」（『憲政党党報』第二卷第二五号、一八九九年二月五日）。

104 「末松男の就任に就て」（『読売新聞』雑報、一八九九年一一月一九日）では、星が井上馨を通じて末松を説得したと報じている。

105 「大懇親会」（『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年一一月二〇日）、「時事日誌」（『憲政党党報』第二卷第二五号、一八九九年二月五日）。

106 「大懇親会」（『憲政党党報』第二卷第二四号、一八九九年一一月二〇日）。

107 実際、憲政本党側は「分裂か解党か」（『読売新聞』社説、一八九九年一一月一二日）の論説を始め、憲政党の内部が紛擾している様子を日々報じた。

108 「憲政党彙報 林縕務の受任」（『読売新聞』雑報、一八九九年一一月一七日）、「末松男林氏の進退」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一一月一七日）、
「土佐派集会、林氏の拳動」（『東京朝日新聞』雑報、一九〇〇年一月一七日）。

109 「時事日誌」（『憲政党党報』第二卷第二六号、一八九九年一二月二〇日）。

110 「板伯の桂子訪問」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一二月五日）。

111 「同氣俱樂部」（『読売新聞』雑報、一八九八年一二月二八日）、「同氣俱樂部創立総会」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年一月二二日）、評議員は、
板垣のほか西郷従道、尾崎三良、大江卓、渋沢喜作、大岡育造、益田孝、若尾幾造、北村英一朗、若宮正音、渡辺国武、久我通久、中村元雄、利光
鶴松、磯部包義。同氣俱楽部は一九〇〇年二月に風俗改良会へと組織され、板垣は副会長に就くことになる（『社会改良会の起源』『友愛』第一号、
一九〇三年一〇月五日、「机の塵」『万朝報』雑報、一九〇〇年三月四日、「板垣伯と西郷侯」『東京朝日新聞』雑報、一九〇〇年三月一〇日、「同氣俱
楽部の附帯事業」『東京朝日新聞』雑報、一九〇〇年三月九日）。

112 「同氣俱楽部の伊藤侯招待会」（『読売新聞』雑報、一八九九年一二月二二日）、「同氣俱楽部委員会」「伊侯招待会」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九
年一二月二一日）、「同氣俱楽部の評議員」（『東京朝日新聞』雑報、一八九九年二月一五日）、「同氣俱楽部と風俗改良」（『読売新聞』雑報、一八九九

年一二月一六日)、「同氣俱樂部の委員会」(『読売新聞』雑報、一八九九年三月四日)、「同氣俱樂部委員会」(『読売新聞』雑報、一九〇〇年二月二十五日)、「同氣俱樂部総会」(『時事新報』雑報、一九〇〇年五月一四日)、「久我侯と板垣伯(街鉄問題)」(『東京朝日新聞』雑報、一九〇〇年六月七日)、「同氣俱樂部委員会」(『読売新聞』雑報、一九〇〇年六月二七日)。

113 「新年宴会」(『憲政党党報』第三卷第二九号、一九〇〇年二月五日)。

114 「板垣伯と貧民問題」(『土陽新聞』雑報、一九〇〇年二月六日)、「板垣伯と貧民問題」(『読売新聞』雑報、一九〇〇年二月一日)。

115 「片岡健吉日記」(高知市民図書館、一九七四年)一九〇〇年一月一日条、一月一四日条、三月一六日条、三月二十四日条、「林氏と片岡氏」(『時事新報』雑報、一九〇〇年五月二九日)。

116 「監獄費国庫支弁」(『憲政党党報』第三卷第二八号、一九〇〇年一月二〇日)。

117 「板垣伯伊藤侯を訪ぶ」(『時事新報』雑報、一九〇〇年五月一三日)、「伊侯板伯の会見」(『万朝報』雑報、一九〇〇年五月一四日)、「板垣伯の秘密運動」(『時事新報』一九〇〇年五月一四日)、「板伯内相を訪ぶ」(『東京日日新聞』雑報、一九〇〇年五月一六日)、「板垣伯と伊東男」(『時事新報』雑報、一九〇〇年五月二六日)。

118 拙稿「帝国議会における新聞紙条例改正論議とその歴史的意義——議会開設から改正実現まで——」(『お茶の水史学』六〇、二〇一七年三月)。

※本稿の執筆にあたり、公文豪編『板垣退助伝記資料集 第十四巻』(高知市立自由民権記念館、二〇一二年)を参照いたしました。公文氏始め関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。本研究は、日本学術振興会科学的研究費補助金基盤研究(C)課題番号20k00942の助成を受けたものです。

(一〇一三年十二月二十六日受理、二〇一四年一月九日採択)